

# 要 旨

## 1 背景と課題

東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「1F事故」という。）から12年が経過した。被災の傷は人心に深く刻まれ、復興は未だ道半ばであるばかりか、処理水放出などの新たな課題も山積している。1F事故を教訓として、放射性物質の拡散に伴う災害を軽減・回避する手立てについて、国<sup>1</sup>、原子力規制委員会、自治体、科学者コミュニティは、様々な取組を通して模索してきたが、解決への道のりが見出せたとは言い難い。

1F事故の発生直後、国費を投じた緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム「SPEEDI」の情報を、被ばくなどの防護措置に活用できなかった事実は、私たち国民に深刻な問題を突き付けた。原子力災害特別措置法（原災法）に基づく「原子力災害対策マニュアル」（2000年）には、「SPEEDI」の情報は「住民避難等の防護措置を決定する際の基本情報」と位置付けられ、「緊急時環境放射線モニタリング」の実測値を考え合わせて防護措置の決定に用いることが定められていたが、1F事故時には活用されなかった。これは、放射性物質の拡散予測情報を実際の防護措置に活かすプロセスに欠陥があったことを示す。

国民の安全を確保するためには、放射性物質の拡散に関するあらゆる科学情報を収集し、防護措置の判断に活用することが必要不可欠である。ところが、2016年に原子力規制委員会は、防護措置の判断に「SPEEDI」は使用しないとする方針を決定し、避難はモニタリングデータに基づいて判断するとした。モニタリングポスト等の観測値のみに依存する我が国の防護策は、予測情報を積極的に活用する国が多い中、国際的比較からも奇異に映る。

原子力規制委員会は「予測情報は信頼性を欠いており、不確実な予測を根拠にした避難は混乱を招き、被ばくの危険を増大させる恐れがある」ことを理由に、防護措置に予測情報を使用しないこととした。これに対し、原子力発電所の立地自治体から予測情報の活用を求める声上がり、その後政府は「自治体の責任において活用することは妨げない」とし、自治体自らの判断と責任の下で使用可能とした。しかしこのことは、原子力災害対策特別措置法第四条2項<sup>2</sup>及び原子力災害対策特別措置法第六条の2<sup>3</sup>に照らせば、原子力規制委員会が地方公共団体等や国民に対して担うべき責任を全うしていない異常事態である。

この12年間に、放射性物質拡散の予測精度や不確実性に関する理解は確実に向上した。原子力発電所の長期再稼働や新設という政策転換が示された現在、国民の安全を最優先に確保するためには、放射性物質拡散予測の活用を含む科学的な防護措置を策定するための指針の確立及び原子力災害対策をより強靱にするための見直しが必要である。

---

<sup>1</sup> ここで国とは、内閣府及び「原子力災害対策特別措置法」に基づく緊急時における原子力災害対策本部と「原子力基本法」に基づく平時における原子力防災会議によって規定されている関係省庁（<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/hakusho/hakusho2022/1-4.htm>（2023年7月11日確認））に加え、気象庁を指す。

<sup>2</sup> 原子力災害対策特別措置法第四条2項：原子力規制委員会委員長は、この法律の規定による地方公共団体の緊急事態応急対策の実施が円滑に行われるように、その所掌事務について、当該地方公共団体に対し、勧告し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

<sup>3</sup> 原子力災害対策特別措置法第六条の2：原子力規制委員会は、（中略）地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の『円滑』な実施を確保するための指針（以下『原子力災害対策指針』という。）を定めなければならない。

## 2 見解

本見解は、主に原子力規制委員会及び国<sup>1</sup>に対し、原子力発電所事故時の放射性物質の拡散問題から国民の安全を守るための必須要件として、以下4点の見解を表明する。

**見解1 放射性物質の拡散に対して国民の安全を確保するための防護策は、モニタリングデータだけでなく数値シミュレーションによる予測から得られる科学的な情報と知見を最大限に活用して策定することが強く望まれる。**

モニタリングデータは信頼できる実況値であるが、事故発生時にはモニタリングデータが得られない場合もある。加えて、モニタリングのみでは放射性物質の拡散に関する将来情報は得られないため、放射性プルームから内部被ばくを防護する際の弱点となり得る。放射性物質の拡散予測は、モニタリングデータが得られない不測の事態が起きても、不確定性の定量的評価を含む有用な将来情報が得られる。さらに、モニタリングと予測情報を総合すれば、放射性物質放出量の精確な推定が可能となる。すなわち、モニタリングと予測の相補的な活用が、国民の命を守る最適な防護策の提供を可能にする。

**見解2 原子力規制委員会と原子力規制庁は現行の『原子力災害対策指針』<sup>3</sup> [1]を改訂し、拡散予測情報の活用指針を統一し、責任の所在を明らかにした上で、最適な防護策の策定と施行が望まれる。**

原子力規制委員会の現行方針は、放射性物質拡散の予測情報の活用を求める自治体の声と乖離している。この乖離の放置は、防護措置に対する責任の所在が不明瞭なまま、避難や防護における国民のリスクを放置することと同等である。国民のリスク回避を最優先に考え、現行の『原子力災害対策指針』<sup>3</sup>を改訂し、避難や防護の責任の所在を明らかにした上で防護策の策定指針を統一し、国<sup>1</sup>、原子力規制委員会、自治体が一体となって最適な防護策を策定し施行することが望まれる。

**見解3 原子力規制委員会は科学者・専門家の能力を最大限に活用することが望まれる。**

緊急時に、原子力規制委員会や政府に対して、放射性物質拡散や気象の予測を含め、関連分野の科学者や専門家から適切な科学的助言が提供され、有効に活用されるような仕組みと体制の構築が必要である。

**見解4 国<sup>1</sup>、原子力規制委員会、自治体、科学者コミュニティ、市民は互いに協力し、市民の視点から防護策を策定し、緊急時に確実に運用するための準備が望まれる。**

放射性物質の拡散の深刻さが時々刻々と変化する緊急時において、国民の安全を確保するには、自治体や市民にリスクを公表・周知した上で理解を求め、国<sup>1</sup>、原子力規制委員会、自治体、科学者コミュニティ、市民が総力を挙げて防護策を策定・運用することが求められる。平時においても、最新データの公表や科学技術の活用を踏まえた訓練を実施し、従来の枠に捉われない様々なレベルの協力により策定・運用を準備する必要がある。